INFORMATION

当組合からのお知らせ

事業所所在地変更

平成30年7月1日付

	変更前	変更後
トヨタモビリティサービス株式会社	東京都豊島区	東京都中央区
株式会社トラフィックシステムズ	東京都千代田区	東京都中央区

事業所統合

平成31年1月1日付

統合前	統合後
株式会社トヨタコミュニケーションシステム	株式会社トヨタシステムズ（名古屋市中村区）
株式会社トヨタケーラム	
株式会社トヨタデジタルクルーズ	

医療費控除について

1年間の医療費の合計が10万円を超える場合は医療費控除が受けられます。
（制度の詳細は国税庁ホームページ等をご覧ください）

◎健保組合発行の「医療費のお知らせ」が医療費控除の明細としてお使いいただけます。
（使用方法等詳細は健保組合ホームページをご覧ください：
トップページの「健保のしくみ」▶「医療費の通知とご確認」をクリック）

【注意】①医療費のお知らせに記載されていないものは領収書に基づいてご自身で作成した明細書を添付し申告してください。
②記載内容が実際の負担額と相違・不足等の場合は領収書に基づいてご自身で額を訂正し申告してください。

紙の場合

添付により明細の記入省略可

【注意】「医療費のお知らせ」の再発行はできません

WEB版の場合

電子申告（e-Tax）する際、医療費通知ファイル利用可

【注意】パスワードを忘れてしまった場合は「WEB医療費通知初期化申請書」を会社経由で提出してください。（初期化に約1ヵ月程度かかります）

平成31年度

任意継続被保険者の保険料

任意継続被保険者（※）の保険料は、退職時の標準報酬月額と、当組合被保険者全員の前年の9月30日現在平均標準報酬月額とのいずれか低い方に保険料率をかけて算出します。

平成31年度に使用する平均標準報酬月額について、下記の通りお知らせいたします。

平成31年度（平成30年9月30日現在の平均）

360,000円（25等級）

※従前より変更なし

※任意継続被保険者とは
退職すると翌日から健康保険の被保険者の資格を自動的に失いますが、2ヵ月以上継続して被保険者であった方は、継続して当組合の被保険者となれるしくみがあります。これを「任意継続被保険者制度」といいます。

T・G特別医療共済会

インフルエンザ予防接種補助

対象者	一般会員およびその扶養家族（扶養家族は事前にトヨタ販売連合健康保険組合に登録された方に限る）
対象年齢 補助金額	生後6ヵ月～小学生（平成18年4月2日～平成30年7月31日生） 年度内2,000円まで補助 中学生～74歳まで（昭和18年10月2日～平成18年4月1日生） 年度内1,000円まで補助
対象接種期間	平成30年10月1日～平成31年1月31日
申請書提出期限	平成31年2月28日（必着）
申請書	「インフルエンザ予防接種補助金申請書」

詳細はホームページで!